

平成 年 月 日

佐賀県労働委員会
会長 様

申立人 労働組合
代表者職氏名 執行委員長 印
(署名又は記名押印)

申 立 書

労働組合法第7条(第 1, 2, 3 号)違反について、労働委員会規則第32条の規定により次のとおり申立てます。

記

申立人

住 所 市 町 丁目 番 号
名 称 労働組合
代表者職氏名 執行委員長
連絡用電話 0000-00-0000

被申立人

住 所 市 町 丁目 番 号
名 称 株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長
連絡用電話 0000-00-0000

請求する救済の内容

(労働組合法第7条第1号(不利益取扱い)の例)

- 1 会社は、平成 年 月 日付けの申立人組合執行委員 に対する解雇を取消し、原職に復帰させるとともに、解雇した日から原職復帰に至るまでの間、同人に支払うはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

(労働組合法第7条第2号(団体交渉拒否)の例)

- 2 会社は、組合が平成 年 月 日付けで申し入れた賃上げ等についての団体交渉を拒否してはならない。

(労働組合法第7条第3号(支配介入)の例)

- 3 会社は、組合員に組合脱退を勧奨するなど組合の自主的運営に支配介入してはな

らない。

(文書の掲示等を求める場合の例)

4 会社は、次の内容の文書を縦メートル、横メートルの大きさの白紙にかい書で明確に記載し、会社の正面玄関の見やすい場所に、救済命令交付の日から日以内に、日間掲示しなければならない。

記

当社が貴組合に対し行った以下の行為は、佐賀県労働委員会において、労働組合法第7条第1, 2, 3号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにします。

- 1 執行委員長 を解雇したこと
- 2 理由なく団体交渉を拒否したこと
- 3 組合員に組合からの脱退勧奨を行ったこと

平成 年 月 日

労働組合
執行委員長 様
株式会社
代表取締役

不当労働行為を構成する具体的事実

(注) 行為、事実、場所、月日等を明確に記載する。

- 1 会社は、昭和 年 月 日に設立された 業を営む資本金 円の株式会社で肩書地に本社を置くほか、 に支店があり、従業員は 名である。
- 2 労働組合は、 から数名が発起人となって、平成 年 月 日、株式会社従業員で結成した労働組合で、現在、組合員 人である。
- 3 月 日、組合の三役は、会社の 総務部長に対し、組合結成を通告するとともに、賃上げの要求書を手渡し、これについて団体交渉を申し入れた。
総務部長は、現在の会社の経営状態では、組合の要求はとうてい受け入れられないので、団体交渉をしても無駄であるとして、団体交渉を拒否した。
その後、組合は会社に対し、数回口頭で団体交渉を申し入れたが、会社は同様の理由で団体交渉を拒否し、現在に至っている。
- 4 月 日、執行委員長が出勤してきたところ、総務部長に呼ばれ、遅刻、早退など勤務成績不良を理由に、同日付けで解雇することを通告された。
- 5 また、総務部長は 月 日、組合員 及び を部長室に呼び

「このまま組合を放っておくと、会社はつぶれる。会社を守るためにも組合を辞めてくれ。」と発言し、組合を脱退するように勧めた。

さらに、会社は、「組合に加入しないように」との趣旨の手紙を従業員全員に出している。

- 6 以上の事実は、会社が正当な理由なく団交を拒否し、組合員に働きかけて組合脱退させ、さらに組合活動の中心人物である 執行委員長を解雇し、もって組合の弱体化を図ろうとするものであり、これらは、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

(申立書記載上の注意)

1 不当労働行為の労働組合法該当号

使用者の行為が労働組合法第7条(第1号から第4号まで)のどの号に当たるかは「労働委員会の手引き」の不当労働行為一覧表(23~24頁)を参照して、該当号を記入してください。

2 申立人

(1) 記載例は、「労働組合」が申立人である場合を示していますが、「個人」申立ての場合には主たる事務所の所在地、名称および代表者役職氏名にかえて申立人個人の住所、氏名を記載してください。

(2) 不当労働行為救済申立てには、本人申立てが原則で、代理人による申立ては認められませんので、申立書には必ず申立人本人の署名または記名押印をしてください。

(3) 個人申立ての場合には、記載例のほかに、所属組合名と組合員数を記載してください。

3 被申立人

(1) 記載例は、「法人」を被申立人とした場合を例示していますが、「個人経営者」を被申立人とする場合には主たる事務所の所在地、名称及び代表者役職氏名にかえて経営者個人の住所、氏名を記載してください。

(2) 「連絡方法」欄には、その住所または事業場等の電話番号を記載してください。

4 請求する救済の内容

(1) これは、労働委員会に対して求める救済命令の主文に相当するものですから、使用者の不当労働行為を排除して、その行為がなかった状態にもどすために、どのような行為を使用者に行わせてもらいたいかを具体的に記載してください。

(2) 請求する救済内容の追加や変更は、審査過程でもできますが、できるだけ最初の申立書の記載で足りるようにしてください。

5 不当労働行為を構成する具体的事実

これは、上記4の請求する救済内容の原因となった事実であって、審査はもっぱら、ここに記載された不当労働行為構成事実の存否や態様を明らかにするために行われるものですから、その記載は、たとえば行為の日時、内容等を特定して、でき

るだけ具体的に、かつ、簡潔、明確に記載してください（労働委員会の手引き「第3章労働委員会の利用」42頁参照のこと）。

個人情報については、その目的を達成するためのみに使い、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

個人情報の取扱いについては、労働委員会委員及び労働委員会事務局職員において、適正な管理を行います。

詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー
(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>) をご覧ください。